

福島県防災基本条例の制定概要（案）



1. 制定の目的

県民の生命、身体及び財産を守るために、
◇防災に関する基本理念を定める
◇地域防災の主体として期待される各主体の役割、取組を明確化し、連携した防災の取組を推進

災害に強い福島県づくり

4. 本県条例の特徴

特徴①

「災害関連死を出さないことを目指す」と基本理念に明記

◇本県では東日本大震災の関連死数が直接死数を上回ったことから、関連死の防止を規定した。

特徴②

様々な主体の役割を規定

◇県・市町村のみならず、防災士やボランティア等をはじめとした多様な主体の役割を規定した。

特徴③

県が重点的に取組んでいる防災施策を規定

◇「マイ避難」「地域防災センター制度」、「災害ケースマネジメント」等、県が現在取組んでいる施策の推進について規定した。

2. 過去の教訓等

東日本大震災の教訓

被害を最小化する「減災」の考え方、災害教訓伝承が重要

令和元年東日本台風等に関する災害対応検証報告

「自助」「共助」の意識を高め、「災害文化」を醸成して水害による死者ゼロを目指す社会の構築

福島県地震・津波被害想定調査

津波への避難意識向上や、建物の耐震化により被害を大幅に軽減することが可能

これまで以上に防災に関する県民の取組の深化が必要不可欠

3. 県の計画・条例との関係

- ・福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例
- ・福島県地域防災計画
- ・福島県国土強靭化地域計画
- ・福島県業務継続計画

既存



福島県防災基本条例

新規

各主体の役割及び取組の明確化

自助・共助・公助の連携した取組の強化

5. 規定する内容

基本理念

1. 生命、身体の安全確保を最優先に、災害による死者（災害関連死を含む。）を出さないことを目指し、自助・共助・公助の連携した取組を強化し、被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とする。
2. 多様な取組を適切に組み合わせて一体的に講ずる。
3. 県民一人一人が主体となって行われ、多様性と包摂性（誰一人取り残すこと）のある持続可能な地域社会を目指して推進する。
4. 科学的知見、過去の災害からの教訓等を踏まえ、絶えず改善を図る。

各主体の主な取組

【県民】

- ・防災知識の習得等
- ・避難行動の事前計画及び訓練
- ・災害発生時の行動
- ・生活再建

【事業者】

- ・事業継続計画の策定
- ・従業員への防災教育
- ・地域との連携
- ・災害教訓等の反映

【自主防災組織等】

- ・地区防災計画の作成
- ・安全確認及び避難誘導
- ・要配慮者への取組
- ・関係機関との連携

【防災士】

- ・地区防災計画の作成支援等
- ・避難誘導等
- ・避難所の運営支援
- ・関係機関との連携

【防災ボランティア】

- ・防災知識の習得等
- ・関係機関との連携

【非営利支援団体】

- ・関係機関との連携

【社会福祉協議会】

- ・平常時からの連携
- ・防災知識の普及啓発
- ・防災ボランティア活動への支援
- ・生活再建の促進

【消防団】

- ・地域住民の安全確保
- ・関係機関との連携

【学校等の設置者・管理者】

- ・災害時の安全確保
- ・防災教育等の実施
- ・施設の耐震化等
- ・学校等の早期再開
- ・災害教訓等の伝承

【市町村】

- ・災害予防対策
- ・災害応急対策
- ・復旧・復興対策
- ・災害教訓等の伝承

【県】

- ・災害予防対策
- ・地域防災センター等と関係機関の連携
- ・災害応急対策
- ・復旧・復興対策
- ・災害教訓等の伝承

各主体が連携した取組による「災害に強い福島県づくり」